

奈良県広域水道企業団公平委員会事務局処務規程をここに公布する。

令和8年5月15日

奈良県広域水道企業団公平委員会委員長 上崎 哉

奈良県広域水道企業団公平委員会規程第1号

奈良県広域水道企業団公平委員会事務局処務規程

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県広域水道企業団公平委員会（以下「委員会」という。）の職員及び処務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 委員会に事務局を置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 職員の服務に関すること。
- (3) 予算、決算及び経理に関すること。
- (4) 文書の受領及び発送並びに保管に関すること。
- (5) 公印の保管に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、庶務に関すること。

(職員)

第4条 事務局に事務局長及びその他職員を置く。

2 事務局長は、委員長の命を受け、委員会に関する事務に従事し、職員を指揮監督する。

3 職員は、事務局長の指揮を受け、委員会に関する事務に従事する。

(委員長の専決事項)

第5条 委員長は、第3条に規定する事務を専決処分することができる。

2 前項の規定に基づく専決処分については、事務局長決裁を経なければならない。ただし、緊急を要する場合は、事務局長においてこれを代決することができる。

3 前項の規定により代決した事項については、その後遅滞なく委員長の後閲を受けなければならない。

(事務局長の専決事項)

第6条 前条の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 職員の事務分掌に関すること。
- (2) 職員の出張に関すること。

(3) 奈良県広域水道企業団情報公開条例（令和6年11月条例第2号）第5条の規定に基づく行政文書の開示請求並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条、第90条及び第98条の規定に基づく個人情報の開示、訂正及び利用停止請求その他個人情報の保護に関すること（審査請求に関することを除く。）。

(4) 軽易又は定例的な事項の報告、照会及び回答に関すること。

(5) その他軽易な事項の処理に関すること。

2 事務局長があらかじめ指定する職員は、事務局長が不在のときは、前項に掲げる事項を代決することができる。

3 前項の規定により代決した事項については、その後遅滞なく事務局長の後閲を受けなければならない。

（文書記号）

第7条 委員会が作成する公文に付すべき記号は「広水公」とする。

（公印）

第8条 公印の種類、寸法、ひな型、使用区分及び保管責任者は、別表のとおりとする。

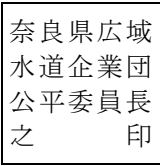
（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、事務局の職員及び処務に関し必要な事項は、企業長が定める関係規程等の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

整理番号	種類	寸法（ミリメートル）	ひな型	使用区分	保管責任者
1	公平委員長印	方21	 奈良県広域水道企業団公平委員長之印	公平委員長名で発する文書	事務局長
2	公平委員会事務局長印	方21	 奈良県広域水道企業団公平委員会事務局長印	公平委員会事務局長名で発する文書	事務局長